

## 武蔵村山市まちづくり条例施行規則（改正案）

現 行	改正案
<p>○武蔵村山市まちづくり条例施行規則 平成 2 4 年武蔵村山市規則第 1 5 号</p> <p>目次 略</p> <p>第 1 条から第 5 条まで 略</p> <p>(地区まちづくり協議会の要件)</p> <p>第 6 条 条例第 8 条第 1 項第 7 号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 活動の計画を定めていること。</p> <p>(2) 活動の目的及び方針について地区住民等に対する周知を行っていること。</p> <p>(3) 政治的活動又は宗教的活動を目的としていないこと。</p> <p>(4) 営利を目的としていないこと。</p> <p>第 5 条から第 1 3 2 条まで 略</p>	<p>○武蔵村山市まちづくり条例施行規則 平成 2 4 年武蔵村山市規則第 1 5 号</p> <p>目次 略</p> <p>第 1 条から第 5 条まで 略</p> <p>(地区まちづくり協議会の要件)</p> <p>第 6 条 条例第 8 条第 1 項第 7 号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 活動の計画を定めていること。</p> <p>(2) 活動の目的及び方針について地区住民等に対する周知を行っていること。</p> <p><b><u>(3) 区域の地区住民等のおおむね 1 0 分の 1 以上の同意を得ていること。</u></b></p> <p><b><u>(4) 構成員が 1 0 人以上であること。</u></b></p> <p><u>(5)</u> 政治的活動又は宗教的活動を目的としていないこと。</p> <p><u>(6)</u> 営利を目的としていないこと。</p> <p>第 5 条から第 1 3 2 条まで 略</p>